

○追手門学院大学私費外国人留学生オナーズ授業料減免規程

2020年12月11日

制定

(目的)

第1条 この規程は、本学で学ぶ私費外国人留学生で他の学生の模範となるような者に対し授業料の一部又は全額を減免し、経済的負担を軽減することにより学業や学生生活を成就させることを目的とする。

2 私費外国人留学生とは、出入国管理及び難民認定法に定める「留学」の在留資格を有する者で、国費外国人留学生、外国政府の派遣する留学生、交換留学生以外の者をいう。

(対象)

第2条 授業料減免の対象は、学部及び大学院の正規課程に在学する私費外国人留学生とする。ただし、次の各号に該当する者は対象から除外するが、国際交流教育センター委員会で承認した者は除く。

- (1) 第2年次の学部生にあっては、前年度取得単位数が30単位に満たない者
- (2) 第3年次の学部生にあっては、前年度取得単位数が34単位に満たず、かつ1年次からの通算取得単位数が64単位に満たない者
- (3) 第4年次以上の学部生にあっては、1年次からの通算取得単位数が98単位に満たない者。ただし、病気その他やむを得ない事由から留年した者は除く。
- (4) 学部及び大学院の正規課程において、最短修学期間を超える者
- (5) 経済的に困難な状況と認められない者
- (6) 休学中の者
- (7) 所定の申請書及び証明書を期限内に提出しない者

(期間)

第3条 授業料減免の期間は、申請のあった当該年度限りとする。ただし、次年度以降も授業料の減免を申請することができる。

(減免額)

第4条 授業料減免額は、授業料（ただし、入学金、施設設備充実資金、教育充実費を除く。）の20%、70%、100%のいずれかとするが、前年度に取得したGPAや活動実績により第2条各号に該当しない場合において減免されない場合がある。

2 学部1年生の者の授業料減免率は授業料（ただし、入学金、施設設備充実資金及び教育充実費を除く。）の20%、70%、100%のいずれかとする。ただし、本学が指定した入学

試験を受験し入学した者については、授業料減免率70%及び100%を適用する。

3 大学院生は授業料の30%を、編入学生の初年次においては授業料の20%を減免する。

(募集)

第5条 授業料の減免を受けようとする私費外国人留学生の募集は、毎会計年度のはじめに行う。

(申請)

第6条 授業料の減免を受けようとする私費外国人留学生は、所定の申請書及び証明書等を国際交流教育課に提出しなければならない。

(選考及び採用)

第7条 授業料減免対象者の選考及び減免額は、国際交流教育センター委員会の選考を経て、学長がこれを決定する。

2 選考基準、選考手続等については別に定める。

(減免方法)

第8条 在学生においては、春学期授業料相当額は春学期及び大学院においては前期（以下「春学期」という。）納付金の納入が確認された後、決定した減免率の減免分を留学生本人名義の口座へ返金する。秋学期及び大学院においては後期（以下「秋学期」という。）授業料相当額は、秋学期納付金から減免する。入学者においては、春学期授業料相当額を入学手続き時に納付する納付金から減免する。秋学期授業料相当額は、秋学期納付金から減免する。

(異動)

第9条 授業料の減免を受けた者が、次の各号に該当する場合は、直ちに国際交流教育課に申し出なければならない。

(1) 休学、退学及び除籍

(2) 本人の住所変更及びその他重要事項の変更

(所管)

第10条 この規程に関する事務は、国際交流教育課において行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学教育研究評議会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。ただし、2022年度入学者から適用する。